大牟田市市税条例で規定する控除対象寄附金

大牟田市が条例で定めた寄附金控除対象の寄付金は次のとおりです。
（平成２１年１月１日以降の寄附金が対象となります。）

１．財務大臣が指定する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

２．独立行政法人に対する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

３．地方独立行政法人に対する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

４．自動車安全センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興会・共済事業団、日本赤十字に対する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

５．公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

６．学校法人に対する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

７．社会福祉法人に対する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

８．更生保護法人に対する寄附金のうち、福岡県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

９．特定寄附金とみなされる金銭のうち、福岡県知事または福岡県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするため支出したもの

１０．租税特別措置法に規定する認定特定非営利活動法人等（注１）が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、福岡県内に主たる事業所を有するものに対する寄附金

１１．以上で掲げるもののほか、大牟田市における福祉の増進に寄与するものとして大牟田市市税条例施行規則で定めるもの

（注１）認定特定非営利活動法人等（認定ＮＰＯ法人、仮認定ＮＰＯ法人）とは、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたＮＰＯ法人及び平成２４年４月１日以降に所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定（仮認定を含む）を受けたＮＰＯ法人です。